

愛知学院大学短期大学部奨学寄附金取扱規程

令和3年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学短期大学部（以下「本学」という。）が受け入れる奨学寄附金の取扱いについて、受入れ基準等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において奨学寄附金とは、本学において学術研究の助成を目的に受け入れる寄附金をいう。

(受入の原則)

第3条 奨学寄附金は、本学の教育・研究上有意義であり、かつ教育・研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

第2章 奨学寄附金

(申込み)

第4条 奨学寄附金としての寄附をしようとする者は、次の各号の事項を記載した奨学寄附金申込書により、学長宛に申し込むものとする。

- (1) 寄附金額
- (2) 寄附者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名（寄附者が個人の場合は、氏名、住所及び職業）
- (3) 寄附の目的
- (4) 寄附の条件がある場合は、その条件
- (5) 寄附金に名称がある場合は、その名称
- (6) その他参考となる事項

(受入制限)

第5条 奨学寄附金は、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受け入れない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金の使途について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (3) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準じる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他本学の学術に支障があると認められる条件

2 前項の規程にかかわらず、奨学寄附金を受け入れることにより新たな財政負担を伴うこととなる場合は、これを受け入れないものとする。ただし、通常の予算枠組みの範囲内

で賄える場合は、この限りではない。

- 3 1 件につき 500 万円を越える寄附金は、奨学寄附金として受け入れないものとする。ただし、特別な事情が認められる場合、学内理事会に諮り受入れの可否を審査する。
- 4 教員個人が団体等から助成金等を受け研究を行う場合は、原則として、当該教員は、当該助成金等を本学へ奨学寄附金として寄附しなければならない。

(審査基準)

第 6 条 学内理事会は、第 3 条に定める受入の原則及び第 5 条に定める受入制限について抵触の有無を審査する。

(受入の決定)

第 7 条 奨学寄附金の受入の可否は、学長が決定する。ただし、1 件 300 万円以上の場合の受入及び間接経費の免除については、学内理事会に諮り承認を得るものとする。

(支出手続き)

第 8 条 奨学寄附金は、法人会計に収納後、間接経費として 10%を差し引いた額を寄附の目的に従って支出する（以下、間接経費を除いて支出する奨学寄附金を「奨学寄附研究費」という。）。

(使途)

第 9 条 奨学寄附研究費の執行は、寄附者の趣旨に沿って、経理規程に従って行うものとする。

- 2 その他に特別な必要があると認められるときは、学内理事会の議を経てその使途を定めることができる。

(移し換え等)

第 10 条 奨学寄附金は、使途において研究を担当する教員が指定されている場合は、当該教員が他の研究機関等に転出、又は退職したときには、移し換え及び返還をしないものとする。

第 3 章 補則

(細則)

第 11 条 この規程に定めるものの他、奨学寄附金の運用に必要な細則は別に定める。

(その他)

第 12 条 この奨学寄附金の事務は、本学事務室で行う。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。